

事業別同規模団体区分

○公共下水道事業

東京都及び政令指定都市（以下「政令市等」という。）を1類型とし、その他の市町村については、以下の区分（処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

[公共下水道事業区分一覧表]

	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等				政令市等
A	10 万以上	100 人/ha 以上		A a
		75 人/ha 以上		A b
		50 人/ha 以上	30 年以上 30 年未満	A c 1 A c 2
		50 人/ha 未満		A d
B	3 万以上	100 人/ha 以上		B a
		75 人/ha 以上	30 年以上 30 年未満	B b 1 B b 2
		50 人/ha 以上	30 年以上 30 年未満	B c 1 B c 2
		50 人/ha 未満	30 年以上 30 年未満	B d 1 B d 2
C	3 万未満	75 人/ha 以上		C a
		50 人/ha 以上	30 年以上	C b 1
			15 年以上	C b 2
			15 年未満	C b 3
		25 人/ha 以上	30 年以上 15 年以上 15 年未満	C c 1 C c 2 C c 3
		25 人/ha 未満	30 年以上	C d 1
			15 年以上	C d 2
			15 年未満	C d 3

○公共下水道事業以外

公共下水道事業以外の事業については、以下の区分（供用開始後年数）により類型化する。

[区分一覧表]

○特定環境保全公共下水道

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	D 1
15 年以上	D 2
15 年未満	D 3

○流域下水道

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	E 1
15 年以上	E 2
15 年未満	E 3

○農業集落排水施設

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	F 1
15 年以上	F 2
15 年未満	F 3

○林業集落排水施設

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	G 1
15 年以上	G 2
15 年未満	G 3

○漁業集落排水施設

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	H 1
15 年以上	H 2
15 年未満	H 3

○小規模集合排水処理施設

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	I 1
15 年以上	I 2
15 年未満	I 3

○簡易排水施設

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	J 1
15 年以上	J 2
15 年未満	J 3

○特定地域生活排水処理施設

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	K 1
15 年以上	K 2
15 年未満	K 3

○個別排水処理施設

供用開始後年数別区分	類型区分
30 年以上	L 1
15 年以上	L 2
15 年未満	L 3